

Renaissance

弁護士法人 愛知総合法律事務所 ■ ル ネ サ ン ス

2008.7

暑中 お見舞い 申し上げます

No.29

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 上野 精^{つとむ} 弁護士 村上 文男 弁護士 尾関 栄作 弁護士 ガラカー知穂 弁護士 檀浦 康仁^{だん うち}
弁護士 平野 由梨 弁護士 勝又 敬介 弁護士 川口 洋平 弁護士 梅村 明男 弁護士 伴 麻里
弁護士 木村 環樹^{たまき} 弁護士 渡邊 健司 弁護士 森田 祥玄^{しやうげん} 司法書士 足立 陽子 社会保険士 三重 英則^{しやうむつ}
社会保険士 原田 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号-601号 (受付)

<http://www.aichisogo.or.jp>
E-mail home@aichisogo.or.jp

 この事務所報は再生紙を使用しております。
古紙100%再生紙

●お盆休みのお知らせ●

平成20年8月13日(水)から15日(金)までの3日間、お盆休みを取らせていただきます。
18日(月)より通常営業を開始致します。

受売り雑考

弁護士 上野 精



このところ新聞紙上等で著名な学者や作家の著作、時には新聞のコラムに至るまでが他人の著作物の盗用ではないかと指摘され物議を醸しているとの報道を目にすることがある。

昔から他人の意見や学説をそのまま自分の説のようにして述べることをいくらか軽蔑の念を込めて「受売り」と称しているが、「盗用」の域に達するとこれはいささか穏やかではない。もっとも著作権法32条によれば、一定のルールの下での「引用」は許されるとある。いかなれば他人の意見にただ乗りしてあたかも自分のオリジナルな意見のように述べてはいけないということになるのか。ただ大学にいる知人の話によると小論文形式によるテストなどではインターネットによる検索機能を利用してもっともらしい形式に纏めているのではないと思われるものが結構あり、大学教官もうっかりではおれないとのことであった。

ところで先日読んだ「会社法務A2Z」4月号(第一法規)に加藤新太郎水戸地裁所長の「ロイヤー・ジョークと米国社会の不満」と題するエッセイが載っていた。面白い話なのでその一部を引用させていただく。

ロイヤー・ジョークのタイプの一つに「多すぎる弁護士」を揶揄したものがあるとして次のように紹介されている。

『男が骨董品店に入って、品の物色を始めた。男はカウンターの後ろの棚にある真鍮製のネズミの置物に興味を持ち、買うことにした。店主は、客が金を払うときに「これで売買は成立しました。あなたが真鍮のネズミを持ってこの店を出たら、どんな状況になっても私はそれを引き取りませんよ」男は「もちろんだよ」と了解し、真鍮のネズミを持って店を出た。家路につくと、どうしたわけか、生きたネズミが通りを走って男の元へ集まりはじめた。その数はあつという間に増え、男の足にキズ

をつける有様である。男は走り出したが、ネズミもついてきて、ますます多くのネズミが行列に加わった。数分後、何千ものネズミが男を追いかけていた。男は死にものぐるいで川まで走り、真鍮のネズミを川に放り投げた。ついてきたネズミは真鍮のネズミの後を追ひ、すぐに皆溺れてしまった。

男は急いで骨董品店に戻った。店主が、男に気づいて言った。「申し上げたはずですよ。売買は終わっていますから、真鍮のネズミを引き取ることはできません」男は答えた。「そういう問題じゃない。私は、ただ、この店は真鍮製の弁護士の置物を売ってはいないか、確かめたかったんだよ。」

これは、ハーメルンの笛吹男の話を下敷きにしてる。ハーメルンの笛吹男が、ネズミ退治をして疾病から街を救ったように、弁護士を退治したいというブラック・ジョークだ。弁護士の数が、110万人を超した米国と2万4299人のわが国(平成19年11月30日現在)とでは、その役割や機能の差違が顕著であり、弁護士に対する視線も異なる。しかし、ロイヤー・ジョークに映し出される戯画的な状況は、他山の石とすべきであろう。』

このところ司法改革の一環としての裁判員裁判を巡る論議に比し、司法試験合格者数・年3000人を目途とする法曹人口問題の論議はいささか精彩を欠いているように見受けられる。しかし、市民のニーズに応える確なりリーガルサービスを提供するためには法曹人口の問題はなおざりにできないところであろう。アメリカのロイヤー・ジョークには「金」に絡むもの、いざというとき「役に立たない」とするもの、加えて「数が多すぎる」といった三つのタイプがあるといわれているが、このようなジョークがもて囃される社会にはしたくないものである。

戻ってまいりました。

弁護士 村上 文男



暑中お見舞い申し上げます

読者の皆さんにはたいへんご迷惑をかけましたが、愛知県弁護士会の会長職を無事終え戻ってまいりました。今後は本来の弁護士業務に戻り誠心誠意業務に精励したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

この1年間、1週間の大半は東京の日弁連副会長室で、又週1ないし2日は愛知県弁護士会の役員室で執務させていただきという、貴重な経験をさせていただきましたので、その体験で感じたことの一端をご紹介させていただきます。

1 多様な意見の集約

弁護士会には多様な意見があります。先進会員と若手弁護士、司法改

革派と反対派、複数弁護士事務所と1人弁護士事務所、企業派と人権派、それぞれの存在拘束性、価値観等により多様な意見が出てきます。民主主義は多様な社会の統治方法です。で、多様な意見を聞き入れていくことが最重要課題です。弁護士の中には他人の意見には一切耳を貸さないという剛の者もおります。しかしそのような人の意見にも耳を傾けていく事が必要です。私は判断基準を公の利益を考えている意見か自らの利益のみを考えている意見かによっていました。しかし多様な意見をまとめていく苦労は想像を絶する苦労がある事がよく分かりました。

2 時の流れ

日弁連の執行部には多種多様な情

報が入ってきます。しかもリアルタイムで入ってくることも少なくありません。現代は情報社会です。情報は貴重な財産です。貴重な最新情報に接することができたのは、たいへん刺激的でした。情報がいかに重要かを体験的に学ぶ事ができたのは大きな財産となりました。時代の流れを感じる事がいかに重要かも学びました。

3 スピード感溢れる実践

現在の時代の流れの早さをドッグイヤーと呼んでいます。リアルタイムの情報や元々スピード感溢れる実践がなされています。スピード感溢れる実践がなされるためには、スピード実践ができる組織が構築されていることが重要です。日弁連はスピ

ード感のある実践ができる組織になりつつあることを実感しました。

4 事務所行事等

最後に当事務所の近況等をご報告します。

今、若手弁護士中心に裁判員制度の書籍の出版を準備しています。物語風の読みやすい本になるはず。又事務所設立30周年記念パーティを開催予定です。12月には61期の修習生を卒業した弁護士が複数入所予定です。事務所のシステム化を図り、より良質の弁護士サービスを提供できるように努めたいと思ひます。

読者の皆様のご支援を心よりお願い致します。

裁判員制度について



弁護士
上野 精



弁護士
川口洋平



弁護士
伴 麻里



弁護士
木村 環樹



弁護士
渡邊健司



弁護士
森田 祥玄

木村

さて、今回のテーマは平成21年度からいよいよ実施される裁判員制度についてです。当事務所からも一般市民の方向けの裁判員に関する本を年内に出版する予定になっていますね。そもそも裁判員制度とは具体的にはどのような制度なのですか？

渡邊

平たく言いますと、これまで刑事裁判は弁護士・裁判官・検察官だけで行われていましたが、裁判員制度では、法曹関係者以外の一般市民の方が、裁判に参加し、裁判官と一緒に判決を考へることになります。

木村

なるほど、市民が刑事裁判に参加するのはですね。でも、いきなり選ばれたら普通の人はびっくりしますよね。具体的にはどのような人が選ばれるのですか？

伴

まずは裁判員になる候補者が衆議院選挙の有権者の中から選ばれます。そしてその候補者の中から、裁判員になれない理由のある人、辞退が認められる人などを除き、そこから裁判員が選任されます。

木村

では、基本的には20歳以上の人であれば誰もが裁判員に選ばれる可能性

森田

はあるのですね。裁判員に選ばれたとして、具体的には裁判員は何をするのですか？

裁判員は、裁判官と共に、刑事裁判に立ち会います。証人や被告人に対する質問を見聞きし、証拠として提出された物や書類を見ます。裁判員が証人に質問することも出来るんですよ。その後、有罪にするか、有罪にするとしてどの程度の刑にするかを、裁判官と話し合います(評議といいます)。

木村

でも、一般の人がいきなり裁判員に選ばれたからといって、きちんと事件について話し合いをすることが出来るんでしょうか？そもそも一般の人は刑事裁判の仕組みや専門用語が分からないのでは？

そうですね、川口先生は、今年の3月まで、刑事裁判官として活躍されていましたよね。この辺りの点については、どうなんでしょうか？

川口

裁判所としては、例えば「執行猶予」という言葉の意味とか、用語説明のペーパーを作って、評議の前に配布、説明したりしています。でも、一番大事なものは、単に用語集を

木村

作ったりすることじゃないです。難しいことを、いかに日常生活の感覚におきかえて説明できるか、だと思います。例えば、よく言われる「未必の殺意」だって、それだけ簡単に言い換えたら、何のことか分からない。

でも、例えば、「うちに帰って、台所に行って、包丁手にとつて見てください。普通こんなもん人のあなかに刺したりしないですよ。いくら本人が殺すつもりがないと言ったって、端から見れば、人殺しと言われたらしょうがないでしょ、それが殺意ですよ。」とか、僕はこんな説明をしてたりしました。

渡邊

うーん、なるほど、裁判所としても、事件の内容・評議の進め方等について、市民に分かりやすく説明するための工夫をしているんですね。ところで、裁判員が扱う事件としては、何があるんですかね？

木村

死刑、無期懲役、無期禁固にあたる犯罪などで、様々な事件が対象となります。例えば、殺人や放火がこれに当たります。

上野

人の責任も重大ですね。プレッシャーも大きいそうですね。もし、裁判員に選ばれた場合、一般の人は、どのような点を心がけて裁判に臨めばよいのでしょうか？裁判員としてどのような心構えで臨めば良いのでしょうか？

一般の人が刑事裁判に参加するということは法律の専門家でない人達の感覚が裁判の内容に反映されることを期待してのことでしょう。ですから「心構え」などと難しく考えないでこれまでの様々な生活体験を踏まえ、キヤッチフレーズのように「私の視点、私の感覚、私の言葉」で求められた事柄について意見を述べればよいと思いますよ。

木村

なるほど、さすが上野先生。確かに裁判員の責任は重大だとは思いますが、変に背伸びをすることなく、自分にできる範囲で真剣に取り組むことが大切なのですね。上野先生ありがとうございます。

伴

でも、市民からは他にも様々な疑問があると思います。例えば、裁判自体は平日にあるため、会社員が裁判員に選ばれたら、会社を休まなければ裁判に出席できませんが、なかなか会社つて休みづらいですね。仕事を理由に裁判員を辞退することはできるんですか？

理由にもよりますが、仕事が忙しいというだけでは辞退はできないですね。ただ、裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で定められていますし、会社が裁判員として仕事を休んだことを理由に解雇などの不利益な扱い

木村

をすることは法律が禁止しています。会社によつては「裁判員休暇」の制度を定めたところもあるそうですね。

森田

なるほど、企業の裁判員に対する理解が必要となってきますね。では、裁判員に選ばれた場合、日当や交通費などは支給されるのでしょうか？

木村

日当は支給されます。一万円以内の金額で裁判所が決めます。交通費も支給されます。宿泊が必要な場合には、高額ではありませんが宿泊費も支給される予定です。

なるほど。いろいろと裁判員については話題が絶えませんが、私も、私達弁護士にとつても、裁判員という制度

川口

は未知の制度なので、市民だけでなく、私達弁護士も、より良い弁護士活動ができるように、裁判員制度をしつかり勉強して来たるべき裁判員裁判時代に備えなければなりませんね。川口先生、裁判員制度を円滑に実施するためには、裁判所が弁護士に期待していることとかがありますか？

厳しいことを言うようですが、弁護士会は全体的に検察庁より準備が遅れて、もう少し会全体で裁判員制度に取り組んでほしいとは思っています。

木村

特に、模擬裁判で蓄積されたノウハウとか、本番が始まった後でも、一人の人が経験したノウハウを、みんなで見学できるシステムをつくるべきだと思いますね。一部の熱心な人が、やりつ放し、ということだと、この制度に対応できる弁護士はいなくなってしまうと思います。我々若手の責任は重いところですよ。

うーむ。これからも、二つ三つの刑事事件に対して、真摯に取り組むことで、精進していきたいと思えます。今後裁判員本出版に向けて裁判員制度について研究して行きましょう。

告知

「愛子の裁判員物語(仮)」

弁護士法人愛知総合法律事務所 著

年内出版予定

「もしあなたが裁判員に選ばれたら……」
当事務所の弁護士が、物語を書きました。
主人公愛子を通じて、裁判員制度を体感することができます。ご期待下さい。





遺言

弁護士
ガラカー知穂



Q: 私は主人に先立たれ、現在は、主人が私に残してくれた家で、長男夫婦と共に暮らしています。二男と三男は遠方にそれぞれ家を建てて幸せに暮らしていますし、私の面倒をみてくれる長男に私の亡き後には私の唯一の財産であるこの土地と家を継いでもらいたいと思っていますが、どうしたらいいのでしょうか？

A: このような場合には「遺言」を作成されるが必要となります。
ご主人が先に亡くなられており、お子さんが3人いらっしゃるようですので、「遺言」が存在しなければ、法律上は土地と建物を3人のお子さんと3分の1ずつ相続することになります。
しかし、ご相談者は、このように法律の定める相続分に従うのではなく、ご長男に全て相続させたいということですので、建物と土地の全てをご長男に相続させるという内容の「遺言」を作成することが必要となるのです。

Q: それでは、私が「遺言」を作成しさえすれば、長男に家と土地の全部を継がせることができるのですね？

A: 残念ながら、そう簡単にはいきません。ここで注意していただきたいのは、「遺留分」という、一定の相続人に法定相続分の一部を保障する制度の存在です。
たとえ、ご長男に全てを相続させるという内容の「遺言」を作成されたとしても、二男と三男の方にはそれぞれ法定相続分の半分である6分の1ずつの「遺留分」が保障されています。よって、二男と三男の方がご長男に対して遺留分減殺請求権を行使した場合には、ご長男は、原則として土地と建物の6分の1の共有持分をそれぞれ二男と三男に返還するか、または価額弁償をしなければならないのです。
この「遺留分」の問題を確実に避けるためには、二男と三男の方に「遺留分の放棄」を家庭裁判所の許可を得て行ってもらわなければならないことになります。

Q: 「遺留分」の問題が別途あることは分かりました。私の財産なのだから誰にあげるかについては私が自由に決められると思っていたのですが、いろいろ複雑なのです。

ただ、この問題があるとしても、いずれにしてもまずは私が「遺言」を作成しなければならないようですね。それでは「遺言」は私が自由な方法で書けばいいのでしょうか？

A: 「遺言」は、作成者が自由な方法で書けばいいというのではなく、民法の定める要式で作成しない限り効力を有しませんので、その作成にあたっては細心の注意を払う必要があります。
よく利用される「遺言」の種類には、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。「自筆証書遺言」は確かに手軽に作成することができるのですが、後に「遺言」が有効かどうかでもめることが比較的多い形式といえます。よって、そのような問題を避けるためには、多少手間隙と費用をかけても「公正証書遺言」の形式を選択されるべきです。

いずれにしても、「遺言」を作成される場合には、まず専門家にご相談されることをお勧め致します。



新 人事務局 実務研修

伊東真裕美



今年5月中旬から1ヶ月、週3日、新人事務職員3名と昨年9月に入所した私を含めた計4名の研修がスタートしました。研修内容は、民法、民事手続き、刑事手続き。目標は、「法律の基礎知識をしっかり勉強し、先生方をばっちりサポートできるようにする!」です。民法は、初回と最終回が村上先生の講義で、中間は毎回担当を決めて新人が発表、刑事手続きは川口先生、民事手続きは渡邊先生に講義をしていただきました。私たちの楽しみは、その日学んだことに関する先生方の実務経験談で、学問と実務の融合を感じる瞬間でした。研修最終日、村上先生が研修終了の食事会を開いてくださいました。が、その前にしっかり「テスト」があり、やっぱりアメ(*^^*)とムチ(><;)?ですね。

研修はかなり中身の濃いものになり、理解も深めたつもりでしたが、テストの結果はというと・・・「みんなベストを尽くしたよね?」

っということで、躊躇することなく全員揃ってアメをいただいたので、あとは、この研修の成果を日々の業務のなかで「ポツポツポー」っと生かしていけないとね!

吉田・伊藤・篠田:「はい!!」

新人事務局紹介 ～趣味について～



吉田綾子

初めまして、吉田綾子と申します。愛知総合法律事務所には3月からお世話になっています。

法律に関してほとんど初心者ですので、入社以来戸惑うことも多く先生方・先輩方に手とり足とり教えて頂いている状態ですが、一日も早く一人前の戦力として成長し、皆様から頼りにされる存在になりたい、と思いつながら日々の業務に励んでいます。

仕事以外に情熱を傾けているものといえば、私は小学校に上がる前から、本の虫とか活字中毒など言われる程、読書が大好きです。暇さえあれば何か読んでいる、といった具合ですが、一度集中してしまうとなかなか抜けられないので、書店に行ったらあれこれ手にとり読んでみたり、気づいたら閉店だったことなども日常茶飯事です。

本選びについては、興味を持ったらとりあえず読むことにしているので、皆様おすすめの1冊があればぜひ教えて下さい。引越越しをしても本だけは捨てられないので現在、本棚には歴史小説・話題の新書から実用書など様々なジャンルの本が並んでいます。

本棚というのはその人を映す鏡のようなものだと思いますが、多様な分野の知識を吸収して、バランスのとれた人間になっていきたいと思っています。

今後ともよろしくお願ひ致します。



伊藤 功治

新入社員の伊藤功治です。スポーツクラブインストラクター経験などを経て当事務所にお世話になることになりました。クラブでは、プールでのシェイプアッププログラム他6つのクラスを担当していました。私は幼い頃から、スポーツが大好きで、特に野球やサッカーなどチームワークを必要とするスポーツが大好きです。私は野球を長年続けてきたのですが、今でも社会人野球をしています。個人のスポーツの中ではスキーやスノーボードなど、自然を満喫できるスポーツが大好きです。自然は、自分に力を与えてくれますよね。空気が綺麗だし、たっぷり運動した後の、山で食べるカレーライスはサイコーです。生きててよかったって(笑)他にはやっぱりバイクですね。男はやっぱりハーレーでしょってことで、大型自動二輪免許をとったのですが、ハーレー買うお金が…、春はやっぱりツーリングなんかいいですよね。北海道までバイクで行くとか。バイクにテント積んで、途中はもちろん野宿です。いつかやってみたいですね～

僕のモットーは文武両道の人間になることと、あと5年がかっこいい30歳になること。まだまだ道は長い…。でも人の役に立てる人間にはなりたいです。精一杯がんばりますので宜しくお願いします。



篠田 枝莉子

初めまして。4月1日に愛知総合法律事務所に入所いたしました、篠田枝莉子と申します。

日々難解な法律業務と格闘しておりますが、先生方やベテランの事務局員の皆様の助けをお借りして、何とか頑張っています。

かく言う私は、大学生のころから、ライフセービングという主に海水浴場での監視・救助を目的とする活動を行っています。

「困った人の役に立ちたい」という想いから始めた活動ですが、今の仕事はそれと同様のやりがいを得られるものだと考えています。

人命を負う活動と、人生を負う仕事。責任の重さは似たものがありますが、体力だけでは乗り切れない緻密さを要求される所に、法律事務の仕事の難しさがあるように感じております。

少しずつ精進して、依頼者の弁護の最前線に立たれる先生方を、力強く支えられる事務員になりたいですね。

ちなみに、今夏もライフワークの一環として、海に足を運ぼうと考えています。

最近はりパーカヤックも始めたので、秋頃に事務所足をお運び頂く際には、真っ黒に日焼けした姿をご覧いただけるかと思ひます。

「笑った時の白い歯でしか姿が見えない」などと言われないう、日々の勉強と併せて日焼け止め選びにも余念無く臨むつもりです。



IT 弁護士への道

弁護士 森田祥玄



このたび、パソコン関係の資格取得を目指すことになりました。目指すことになってしまったいきさつは、こんなでした。

ある日のこと、4月に新しく入所される川口先生の歓迎の意味を込めて、事務所の先生方と夜、飲みに出かけました。川口先生は、弁護士業務への熱き思い、情熱を熊本弁まじりごとことん語り出しました。お酒がそうさせたのでしょうか、川口先生は熱き男です。木村先生は、いつものごとく、いい感じに酔っぱらい、およそ普段の真面目な姿からは想像できない状況になってしまいました。お酒がそうさせたのでしょうか、木村先生は楽しき男です。尾関先生からは、日々の弁護士業務のご指導だけでもありがたいのに、お酒の指導の熱弁までしていただきました。お酒がそうさせたのでしょうか、尾関先生は金ばちの男です。こんな感じにどンドンお酒のペースも上がっていききました。その場で、我らが村上先生が、「事務所にもパソコンに詳しい弁護士が欲しいな。森田君勉強してきてよ!」と、おっしゃりました。わたくし森田的には「ない(-_-)、ない(-_-)、人選ミス、人選ミス」と思ったものの、ここで真顔でお断りしてもKY(空気読めない)かなと思ひ、その場の楽しい愛知総合的なノリでもって、「勉強しま〜す(*^_^*)」って言っちゃいました。確実に、お酒がそうさせました。次の日、事務所に来てみると、村上先生より「パソコン学校、いつから通うか報告せよ」と…。



あの場、あの雰囲気にも関わらず、村上先生はパソコンの話、覚えていたんだ、「こわ〜」と思うと同時に、「流石は村上先生」と改めて思いました。まさかあの一言で、半年以上にわたる予備校通学がはじまるとは思ってもいませんでした。お酒って怖いですね。しかし、こうなった以上、わたくし森田は、IT弁護士を目指します。

で、パソコン関係の法律相談例としては…

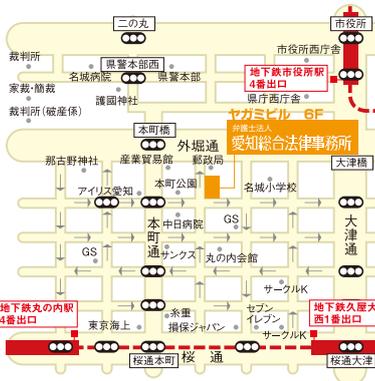
- Q.「偶然○○さんのパスワードを知ったので、MixiやYahoo!メールに勝手にログインをしてもいいですか??」**
A.これは、勝手に入ってはいけません。ログインを繰り返したことから、実際に起訴されている例もあります。ご注意ください。
- Q.「勝手に人のHPから、画像や文書を引用してもいいですか??」**
A.これは、原則ダメです。自分の言葉で表現をし、『別の著作物』といえるぐらいにしなきゃいけません。URL(アドレス)を載っけるだけなら構わんですけどね。
- Q.「会社の上司が勝手に私のメールを見るんですけど、これって、プライバシー侵害では??」**
A.これは事実により判断が分かれるところですが、会社にも一定の監査をする権利があるという考え方が、一般的だろうと思います。

まあ、ため息まじり丸かじりですが、この場で予備校通学を宣言することで己を奮い立たせ、頑張って勉強、勉強ですかね。予備校は、週2回で、1回3時間の講義が半年ぐらいあります。仮に試験に惨敗しても敗者復活戦みたいな授業がまたあるみたいです。今年は、北京オリンピックイヤー、まずは「参加することに意義がある」からスタートです。で、あわよくば、「一本勝ち」と…妄想してます。ところで、私に会ったとき、

「資格はどうなったの??」

とは、聞かないで下さいね…念のため。

事務所のご案内



TEL.052-971-5277 (代表)
FAX.052-971-7876

〒460-0002
名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号 (受付)

ホームページもご覧下さい。
<http://www.aichisogo.or.jp>
E-mail home@aichisogo.or.jp



事務所業務のご案内

相談日…月曜日～金曜日(土・日祝日は休業)
受付時間…午前9時30分～午後6時
相談料…30分以内料金 5,250円(税込み)

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

編集後記 after word

- 原 田 今年は事務所30周年でな訳で海外旅行がありませぬ。
- 葛 原 香港へ4泊5日、楽しみだわ。
- 伊 東 木村先生は裁判員本執筆のため、事務所でお留守番ですか?
- 木 村 そんな殺生なこと言わないでくださいよ。しっかり行きますよ。いや、行かせてください。<(_ _)>
- 葛 原 香港って、夜景がキレイなんだよね。
- 木村・原田 そうなんです、僕らが夜景を背景に美しい女性事務局の写真をバシャバシャ撮りますよ。
- 伊 東 あは、照れちゃいますよね。
- 葛 原 いえ、撮っていただかなくて結構です。(特に原田さん)何に使われるか怖い、怖い…
- 原 田 まあ、楽しい旅行にしようね。それと食べ過ぎには注意しましょね、女性事務局の皆さん。
- 女性事務局 はいー!!
- 木 村 とにかくにもルネサンス第29号ができました。今後ともよろしく願います。